

仕 様 書

- 1 品名 録音・録画装置（設置型）
- 2 数量 3セット（仕様詳細のとおり）
- 3 規格 本体及び附属品は全て新品とし、下記の仕様を満たすこと

項目	規格																																						
1 撮影装置部	(1) ドーム型カラーカメラ <table><tr><td>①有効画素数</td><td>38万画素程度以上（アナログカメラの場合は水平解像度540TV本以上）であること。</td></tr><tr><td>②レンズ焦点距離</td><td>3.0mm～6.0mm程度を包含する焦点距離を有すること。</td></tr><tr><td>③画角</td><td>カメラから被写体までの距離を2.1mとしたときに、DVD/BDに録画できる垂直幅（被写体の高さ）を2.0m以上確保できること。</td></tr><tr><td>④逆光補正</td><td>ワイドダイナミック方式</td></tr><tr><td>⑤給電方法</td><td>PoE方式又は同軸重畳方式</td></tr><tr><td>⑥ドーム部</td><td>スモーク仕様（直径110mm以下（本体部を除く））</td></tr><tr><td>⑦性能認定</td><td>RBSS認定その他の公的な性能認定を受けていること。</td></tr><tr><td>⑧送信する映像</td><td>2 記録装置部に送信する映像はVGA（640×480）フレームレート30fpsの水準又はそれ以上の水準を維持すること。</td></tr><tr><td>⑨設置金具</td><td>1 (1) ドーム型カラーカメラを天井埋込で設置するための金具を附属すること。</td></tr><tr><td>⑩その他</td><td>数量内訳及びその他必要事項については、別添「仕様詳細」及び「仕様詳細附属資料」のとおりとする。</td></tr></table> (2) シーリングマイク <table><tr><td>①型式</td><td>エレクトレット（バックエレクトレット） コンデンサー型</td></tr><tr><td>②指向特性</td><td>単一指向性又は全方向性</td></tr><tr><td>③周波数特性</td><td>300Hzから 5 kHzを包含する周波数特性を有すること。</td></tr><tr><td>④感度</td><td>－35dB±3.5dB(0dB＝1V/Pa、1 k Hz) 以上</td></tr><tr><td>⑤給電方法</td><td>プラグインパワー方式</td></tr><tr><td>⑥カバーパネル （スピーカーパネル）</td><td>・パンチングネット ・材質：金属製 ・色：白色又は灰色 ・直径：180mm以下</td></tr><tr><td>⑦その他</td><td>数量内訳及びその他必要事項については、別添「仕様詳細」及び「仕様詳細附属資料」のとおりとする。</td></tr></table> (3) 作動表示ランプ <table><tr><td>①ランプの点灯</td><td>取調室外の入口付近に設置し、取調室のカメラ及びマイクで撮影、集音した映像、音声を、2 記録装置部において録音・録画を開始した時にランプが点灯し、停止・終了した時にランプが消灯すること。</td></tr><tr><td>②その他</td><td>数量内訳及びその他必要事項については、別添「仕様詳細」及び「仕様詳細附属資料」のとおりとする。</td></tr></table>	①有効画素数	38万画素程度以上（アナログカメラの場合は水平解像度540TV本以上）であること。	②レンズ焦点距離	3.0mm～6.0mm程度を包含する焦点距離を有すること。	③画角	カメラから被写体までの距離を2.1mとしたときに、DVD/BDに録画できる垂直幅（被写体の高さ）を2.0m以上確保できること。	④逆光補正	ワイドダイナミック方式	⑤給電方法	PoE方式又は同軸重畳方式	⑥ドーム部	スモーク仕様（直径110mm以下（本体部を除く））	⑦性能認定	RBSS認定その他の公的な性能認定を受けていること。	⑧送信する映像	2 記録装置部に送信する映像はVGA（640×480）フレームレート30fpsの水準又はそれ以上の水準を維持すること。	⑨設置金具	1 (1) ドーム型カラーカメラを天井埋込で設置するための金具を附属すること。	⑩その他	数量内訳及びその他必要事項については、別添「仕様詳細」及び「仕様詳細附属資料」のとおりとする。	①型式	エレクトレット（バックエレクトレット） コンデンサー型	②指向特性	単一指向性又は全方向性	③周波数特性	300Hzから 5 kHzを包含する周波数特性を有すること。	④感度	－35dB±3.5dB(0dB＝1V/Pa、1 k Hz) 以上	⑤給電方法	プラグインパワー方式	⑥カバーパネル （スピーカーパネル）	・パンチングネット ・材質：金属製 ・色：白色又は灰色 ・直径：180mm以下	⑦その他	数量内訳及びその他必要事項については、別添「仕様詳細」及び「仕様詳細附属資料」のとおりとする。	①ランプの点灯	取調室外の入口付近に設置し、取調室のカメラ及びマイクで撮影、集音した映像、音声を、2 記録装置部において録音・録画を開始した時にランプが点灯し、停止・終了した時にランプが消灯すること。	②その他	数量内訳及びその他必要事項については、別添「仕様詳細」及び「仕様詳細附属資料」のとおりとする。
①有効画素数	38万画素程度以上（アナログカメラの場合は水平解像度540TV本以上）であること。																																						
②レンズ焦点距離	3.0mm～6.0mm程度を包含する焦点距離を有すること。																																						
③画角	カメラから被写体までの距離を2.1mとしたときに、DVD/BDに録画できる垂直幅（被写体の高さ）を2.0m以上確保できること。																																						
④逆光補正	ワイドダイナミック方式																																						
⑤給電方法	PoE方式又は同軸重畳方式																																						
⑥ドーム部	スモーク仕様（直径110mm以下（本体部を除く））																																						
⑦性能認定	RBSS認定その他の公的な性能認定を受けていること。																																						
⑧送信する映像	2 記録装置部に送信する映像はVGA（640×480）フレームレート30fpsの水準又はそれ以上の水準を維持すること。																																						
⑨設置金具	1 (1) ドーム型カラーカメラを天井埋込で設置するための金具を附属すること。																																						
⑩その他	数量内訳及びその他必要事項については、別添「仕様詳細」及び「仕様詳細附属資料」のとおりとする。																																						
①型式	エレクトレット（バックエレクトレット） コンデンサー型																																						
②指向特性	単一指向性又は全方向性																																						
③周波数特性	300Hzから 5 kHzを包含する周波数特性を有すること。																																						
④感度	－35dB±3.5dB(0dB＝1V/Pa、1 k Hz) 以上																																						
⑤給電方法	プラグインパワー方式																																						
⑥カバーパネル （スピーカーパネル）	・パンチングネット ・材質：金属製 ・色：白色又は灰色 ・直径：180mm以下																																						
⑦その他	数量内訳及びその他必要事項については、別添「仕様詳細」及び「仕様詳細附属資料」のとおりとする。																																						
①ランプの点灯	取調室外の入口付近に設置し、取調室のカメラ及びマイクで撮影、集音した映像、音声を、2 記録装置部において録音・録画を開始した時にランプが点灯し、停止・終了した時にランプが消灯すること。																																						
②その他	数量内訳及びその他必要事項については、別添「仕様詳細」及び「仕様詳細附属資料」のとおりとする。																																						

2 記録装置部

(1) タイムレコーダー

①出力映像	・入力された映像の画面上に時刻表示（年、月、日、時、分、秒）を付し（スーパーインポーズ）時刻表示を付した映像出力ができること。 ・画面表示された時刻の背面の映像が保存されないこと。
②時刻表示	・時刻表示の削除編集ができないこと。 ・白抜き文字（縁の色が黒又はグレー） ・時刻表示方法は別紙1のとおりとし、任意の位置に表示させることができること。
③その他	数量内訳及びその他必要事項については、別添「仕様詳細」及び「仕様詳細附属資料」のとおりとする。

(2) ハードディスクレコーダー等

①映像記録圧縮方法	H. 264、Motion-JPEG、MPEG2又はMPEG4のいずれかであること。
②映像記録解像度	VGA（640×480）フレームレート30fps
③HDD台数	2台以上（ただし2記録装置部を構成する他の機器に500GB以上の容量のHDDを有する機器を設置する場合は1台以上）
④容量	500GB以上
⑤映像入力	4回路（チャンネル）以上
⑥音声入力	4回路（チャンネル）以上
⑦その他	数量内訳及びその他必要事項については、別添「仕様詳細」及び「仕様詳細附属資料」のとおりとする。

(3) ディスクメディアレコーダー（DVD-R/BD-R）

①録画可能ディスク	BD-R、BD-RE、DVD-R及びDVD-RWのいずれにも対応していること。
②映像圧縮方式	MPEG-2、MPEG-4、H. 264又はMotion-JPEG のいずれかであること。
③音声圧縮方式	ドルビーデジタル、リニアPCM又はMPEG-1Layer2のいずれかであること。
④録画方式	・BD：BD-AV又はBD-MVのいずれかであること。 ・DVD：DVD-VIDEO又はDVD-VRのいずれかであること。（ただし、BDとDVDのいずれにも対応していること。）
⑤録画時間	・標準モード：DVD-R（4.7GB）2時間以上 BD-R（25GB）10時間以上 ・長時間モード：DVD画質DVD-R（4.7GB）4時間以上
⑥その他	数量内訳及びその他必要事項については、別添「仕様詳細」及び「仕様詳細附属資料」のとおりとする。

(4) 液晶モニター・スピーカー及び画像分割装置

①液晶モニター	・液晶パネル：アクティブマトリックスTFT、LEDバックライト ・画面サイズ：17インチ以上 ・視野角：水平150° 以上 ・サイズ：2（6）収納ワゴンの幅を超過しないこと。
②スピーカー	0.5w×0.5w以上
③画像分割装置	最大4室の取調室に設置された1撮影装置部から出力される各部屋の映像を2(4)①の液晶モニターに単画面表示又は全室の映像を4分割画面表示を選択して表示させることができるほか、各部屋いずれかの音声を選択して2(4)②スピーカーで再生させることができること。
④その他	数量内訳及びその他必要事項については、別添「仕様詳細」及び「仕様詳細附属資料」のとおりとする。

(5) 映像音声配信機及び専用ビューワーソフトウェア	
映像音声配信機	
①ネットワーク	100Base-TX／10Base-T
②映像音声配信方法	ストリーミング方式
③映像圧縮方式	MPEG-2、MPEG-4、H. 264又はMotion-JPEGのいずれかであること。
④音声圧縮方式	AAC-LC、 μ -LAW、G. 726又はPCMのいずれかであること。
⑤アクセス認証方式	・パスワード認証方式 ・英数字8文字以上とし、管理者アカウント・標準アカウントをそれぞれ設定できること
⑥その他	・配信対象の映像を記録保存するためのHDDその他の記録媒体を有しないこと。 ・数量内訳及びその他必要事項については、別添「仕様詳細」及び「仕様詳細附属資料」のとおりとする。
専用ビューワーソフトウェア	
①動作環境	以下の動作環境で使用可能であること。 ・動作OS：日本語版windows10（32bit/64bit）/ windows11（32bit/64bit）ただしいずれもprofessional版に限る ・CPU：Intel Core2 Duo2. 4GHzと同程度以上 ・メモリ：1GB以上
②セキュリティシステム導入時の安定動作性	以下のソフトウェア等を導入した端末上においても安定動作すること。 ・IBM製 Client Security Solutions(データ保護・外部記録媒体制御・HDD認証追跡) ・WinMagic製 Secure Doc Enterprise Server Disk Encryption ・ActiveIdentity製 ActiveClient+ActiveKey Pallet Control with InfoTrace 専用ビューワーソフトウェアをインストールする既存のパソコン（動作OSは上記専用ビューワーソフトウェア①に記載のとおり）上で、管理者権限を有さず、標準ユーザー権限を設定した環境上で安定動作すること。
③その他	数量内訳及びその他必要事項については、別添「仕様詳細」及び「仕様詳細附属資料」のとおりとする。
(6) 収納ワゴン	
①材質	スチール製（又は同程度の堅牢性、耐久性を有する素材）
②色	黒又はグレー
③サイズ	幅60cm以下、奥行き50cm以下、高さ100cmから120cm程度
④扉	施錠設備を有し、扉を閉じた状態で機器の作動状況を確認できること。
⑤セキュリティワイヤ（南京錠等の必要な施錠器具を含む）	収納ワゴン1台につき、3m以上のものを1本以上付けること。なお、設置に当たっては、別紙2のとおりとする。
⑥その他	数量内訳及びその他必要事項については、別添「仕様詳細」及び「仕様詳細附属資料」のとおりとする。
3 動作条件	1 及び 2 の各機器の電源を入れてから 5 分以内で録音・録画の開始が可能であること。
4 設置・接続	納入に当たっては、1 及び 2 の各機器が正常に稼働するための配線等二次側工事を行うこと。
5 その他	数量内訳その他詳細な内容（納入場所、数量、提出書類、諸経費、保証等）については、別添「仕様詳細」及び「仕様詳細附属資料」を参照すること。

仕 様 詳 細

- 1 仕様 ・納入時において新品であること。
・装置の設定は受注者がその負担により行うこと。
・その他 別添 仕様詳細附属資料のとおり

2 数量及び納品場所

録音・録画装置（設置型）3セット

納品場所は下表のとおり

No	警察署名	所在地	電 話 番 号	数量
1	尾花沢警察署	尾花沢市横町二丁目4－1	0237(24)0110	1 セット
2	庄内警察署	東田川郡庄内町余目字滑石8－1	0234(45)0110	1 セット
3	小国警察署	西置賜郡小国町大字小国小坂町一丁目49	0238(50)0110	1 セット
合 計				3 セット

3 提出書類

受注者は、契約締結後、速やかに下記書類を警察本部担当者宛に提出すること。

なお、専門用語については必ず説明を付すこと。

- (1) 納入スケジュール表
(2) 機密保持体制等（本作業における機密保持の体制、方法、文書管理方法等）を示す資料
(3) 資本関係・役員の情報、事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を示す資料

4 その他

- (1) 調達物品を使用するために必要なマニュアル、技術資料等（日本語に限る）は、当該警察署及び警察本部に各1部提供するものとし、当該機器の設置時に取扱い説明を行うこと。
(2) 納入設置時に設置場所の建物施設及び機械器具類に破損、滅失等が発生させた場合には、受注者において原状回復を図るとともに、通常の状態で作動

するまでの間に発生した一切の費用を負担すること。

- (3) 本装置に係る、アフターサービス、修理、部品提供等を納入後7年以上にわたり速やかに行い得る体制（保守拠点、本装置の詳細について理解した保守要員（専任であることを要しない））を有すること。
- (4) 故障発生時の迅速な復旧のため、故障の問い合わせや修理・代替品提供の電話依頼を行う一本化した窓口を設置し、官庁執務時間内において対応を行うこと。
- (5) 修理、交換等により、本装置が配置された警察署外へ HDD を持ち出す必要が生じた場合には、当該 HDD のデータ消去を確実に実施し、警察署長の承認を得ること。

仕様詳細附属資料

1 録音・録画装置（設置型）1セットあたりの構成

(1) 撮影装置部（1セット）及び記録装置部（4型）（1セット）をもって録音・録画装置（設置型）1セットとする。

(2) 撮影装置部1セットの構成は以下のとおりである。

撮影装置部 （1セット）	ドーム型カラーカメラ（1台）
	シーリングマイク（1台）
	作動表示ランプ（1台）
	その他仕様書記載の機能を達成するために必要な機器

(3) 記録装置部1セットの構成は、以下のとおりである。

記録装置部 （4型） （1セット）	タイムレコーダー（1式）（※1）
	ハードディスクレコーダー等（1台）
	ディスクメディアレコーダー（DVD-R／BD-R）（4台）（※2）
	液晶モニター・スピーカー（1セット）
	画像分割装置（1台）（※3）
	映像音声配信機及び専用ビューワーソフトウェア（1台）
	収納ワゴン（1台）
	その他仕様書記載の機能を達成するために必要な機器

（※1）撮影装置部の設置式数と同数のタイムレコーダーをもって1式とする。

ただし、同時に複数の映像に対するタイムレコードを行う機能を有している機器を設置し、撮影装置部と同数のタイムレコーダーを設置する必要がない場合は、この限りではない。

(※2) 機器1台に2つのディスクメディアドライブを備えた機器を設置する場合にあつては2台とすることができる。

(※3) 仕様書記載の機能をハードディスクレコーダーなど他の機器により達成可能な場合は設置を省略することができる。

2 撮影装置部

2-1 撮影装置部の機能

撮影装置部は、カメラ及びマイクでとらえた取調室内の映像音声を撮影し、ケーブルを通じて、リアルタイムかつダイレクトに記録装置部に当該映像音声を送信する機能を有する。

取調室外の入口付近に設置された作動表示ランプにより、カメラ及びマイクの作動状況が確実に識別できる機能を有する。

(1) ドーム型カラーカメラ

- ① 撮影装置部1セットにつき1台を設置する。(コントロールユニット等の仕様書記載の機能を達成するために必要な機器があれば別途設置すること。)
- ② 撮影した映像をケーブルを通じて、リアルタイムかつダイレクトに記録装置部に送信する機能を有すること。当該機能に必要な場合は、コントロールユニットを設置すること。
- ③ ケーブルを通じて、記録装置部から給電するよう設置すること。ただし、設置すべきケーブルが長距離(概ね100m以上)となる場合において、ケーブルの途中にハブ等の中継機器を設置する必要があるときは、発注者と協議の上、当該中継点等においても電源供給を行う構成とすることを可とする。
- ④ 取調中の被疑者の容貌を撮影しつつ、同時に取調官の容貌の一部も撮影できるよう設置場所を調整すること。

(2) シーリングマイク

- ① 撮影装置部1セットにつき1台を設置する。(コントロールユニット等の仕様書記載の機能を達成するために必要な機器があれば別途設置するこ

と。)

- ② とらえた音声を、ケーブルを通じて、リアルタイムかつダイレクトに記録装置部に送信する機能を有すること。当該機能に必要な場合は、コントロールユニットを設置すること。
- ③ ケーブルを通じて、記録装置部（ドーム型カラーカメラを経由することを可とする。）から給電するよう設置すること。
- ④ 天井面にはカバーパネルのみを露出し、マイクユニットは天井内に設置すること。
- ⑤ マイクの指向方向又はマイクの設置位置を調整し、発注者が指定する位置に向けて指向させること。

(3) 作動表示ランプ

- ① 撮影装置部 1 セットにつき 1 台を設置する。

2-3 撮影装置部に関するその他の事項

- ② 撮影装置部を構成する各機器間の接続は受注者が行うこと。
- ② 撮影装置部が映像音声を送信するケーブルの敷設は受注者が行うこと。
- ③ ケーブルは天井内を配線することを原則とするが、施設の構造等の理由によりこれ（天井内配線）によりがたい場合には、発注者と協議の上、床下配線、モール配線等の代替の方法による敷設を行うこと。ただし、この場合においても、取調室外の配線のみをモール配線とするなど、取調室内においてケーブル、モール等の露出がないよう配慮すること。
- ④ 記録装置部に送信される映像音声の品質は、カメラ及びマイクが記録する映像音声の品質から著しく劣化することのないよう設置・配線に配慮すること。

3 記録装置部

3-1 記録装置部の構成及び機能

- ① 記録装置部は、タイムレコーダー、ハードディスクレコーダー等、ディスクメディアレコーダー（DVD-R／BD-R）、液晶モニター・スピーカー、映像音声配信機、収納ワゴン、その他の仕様書記載の機能を達成するために必要な機器から構成される。
設置される機器は、1つの機器が複数の機能を備えたものを設置し、また

は同一の機能を有する機器を複数設置することも可とするが、その場合にあっては以下の性能及び機能を全て満たすものとしなければならない。

- ② 撮影装置部を合計最大4セットまで設置することにより同時に4台のカメラ・マイクの映像音声を録音・録画（ハードディスク及びディスクメディア（DVD-R／BD-R）への同時記録）することが可能な記録装置部（4型）を各施設に設置する。
- ② 記録装置部は、撮影装置部から送信された映像音声をタイムレコーダーがリアルタイムに受信し、タイムレコーダーにおいて当該映像に時刻表示を付した上で、ハードディスクレコーダー等及びディスクメディアレコーダー（DVD-R／BD-R）にリアルタイムに送信する。（この際、時刻表示が付されていない映像を録音・録画する機器を備えてはならない。）
タイムレコーダーから送信された映像音声（時刻表示が付されたもの）は、リアルタイムかつダイレクトにハードディスク及びディスクメディア（DVD-R／BD-R）に同時に録音・録画される。
- ④ 記録装置部は、ケーブルの着脱等を伴わない簡易な操作により、1つの取調室から送信された映像音声について、複数のハードディスク及び複数（記録装置部（4型）の場合最大4枚まで）のディスクメディア（DVD-R／BD-R）への録音・録画を同時に、かつ、リアルタイム・ダイレクトに行う機能を有していなければならない。
- ⑤ 記録装置部は、最大4室までの異なる取調室に設置したカメラ・マイクの映像音声を同時に、かつ、リアルタイム・ダイレクトに複数のハードディスク及び1以上のディスクメディア（DVD-R／BD-R）に同時に録音・録画する機能（1枚のディスクメディア（DVD-R／BD-R）への録音・録画は、1の取調室の映像音声に限るものとする。）を有していなければならない。
- ⑥ 記録装置部の液晶モニター・スピーカーでは、リアルタイムに撮影装置部から送信された映像音声をそれぞれ表示・再生することができ、画像分割機能により、最大4映像について、選択による単画面又は4分割の表示ができるものでなければならない。
- ⑦ 録画準備完了状態のまま、録画開始しない場合に、アラーム鳴動等の不実施を防止する機能を有する。

3-2 記録装置部を構成する各機器の性能・機能等

(1) タイムレコーダー（映像改竄防止装置）

- ① 記録装置部 1 セットにつきタイムレコーダー 1 式を設置する。
- ② タイムレコーダー 1 式は、撮影装置部の設置式数と同数のタイムレコーダーから構成される。ただし、同時に複数の映像に対するタイムレコードを行う機能を有している機器を設置し、撮影装置部と同数のタイムレコーダーを設置する必要がない場合には、必要台数をもって 1 式とすることができる。
- ③ 時刻表示は、映像画面に同化しないように白抜き文字（縁の色は黒又はグレー）とすること。時刻表示の位置については、画面を縦 4 段・横 5 列の 20 マスに分割したときに上から 3 段目・左から 2 ～ 4 列目のいずれかのマスに当たる 3 つの位置のいずれかであって、設置する撮影装置部ごとに発注者が指定する位置を中心として表示させることができるものであること。（時刻表示については別紙 1 参照）

(2) ハードディスクレコーダー等

- ① 記録装置部 1 セットにつき 1 台を設置する。（仕様書記載の機能を達成するためにセクター等の他の機器が必要となる場合にはこれを別途設置すること。）
- ② 4 つでの記録装置部からの映像音声と同時に 2 台以上の HDD に記録することができること（2 台の HDD への記録は RAID 1（ミラーリング）によることを可とする。）。ただし、記録装置部を構成する他の機器において 500GB 以上の容量のハードディスクを設置し、同時に映像音声を当該 HDD に記録することができる構成とする場合にあっては、ハードディスクレコーダー等上の 1 台以上の HDD 及び当該他の機器に設置された 1 台以上の HDD の合計 2 台以上への同時記録を行うことでこれに代えることができる。
- ③ ②の HDD への記録は、(3) ③のディスクメディアレコーダーへの記録と同時に行うことができること。
- ④ 1 以上の HDD は、(3) のディスクメディアレコーダーとは別個の機器として構成され、ディスクメディアレコーダーが電源供給トラブルやディスクメディアの容量超過、書き込みトラブル等により録音録画ができない場合にも 1 以上の HDD への映像音声の録音録画を行うことができること。
- ⑤ 映像音声の記録中においても、HDD に記録されている映像音声の中から選択した映像音声を再生することが可能であること。
- ⑥ ハードディスクレコーダー等が外部に露出した USB ポートを備えている場合には、当該 USB ポートの機能をパスワードや BIOS 設定によりロックする

ことができること。ただし、すべての USB ポートを物理的に閉鎖し施錠することが可能な機器を提供する場合にはこれに代えることができる。

(3) ディスクメディアレコーダー (DVD-R/BD-R)

- ① 設置台数は、記録装置部 1 セットにつき 4 台を設置する。ただし機器 1 台に 2 つのディスクメディアドライブを備えた機器を設置する場合にあつては、仕様書を満たす台数であること。(仕様書記載の機能を達成するためにセクター等の他の機器が必要となる場合にはこれを別途設置すること。)
- ② 複数の取調室(最大 4 室)に撮影装置部を設置した場合に、それぞれのディスクメディアドライブが録音録画を行う映像音声を、ケーブルの着脱等を伴わない簡易な操作により選択することができること(各撮影装置部と各ディスクメディアドライブとの対応が固定されておらず、任意に対応を設定できること。)
- ③ 4 つまでの記録装置部からの映像音声を同時に、別々のディスクメディアに記録する(一つの映像音声ごとに 1 枚のディスクメディアに記録する)ことができること。
- ④ ③のディスクメディアへの記録は、(2)②の HDD への記録と同時に行うことができること。
- ⑤ 一つの取調室からの映像音声を、複数(最大 4 台まで)のディスクメディアドライブで同時に録音・録画を行うことができる機能を有していること。
- ⑥ (2)のハードディスクレコーダー等の一つ以上の HDD とは別個の機器として構成され、当該 HDD が電源供給トラブルや容量超過、書き込みトラブル等により録音録画ができない場合にもディスクメディアへの映像音声の録音録画を行うことができること。
- ⑦ BD(BD-AV 及び BD-MV のいずれにも対応していること)及び DVD(DVD-VIDEO、DVD-VR 及び AVCREG のいずれにも対応していること)のいずれのディスクについても再生が可能であること。ただし(2)のハードディスクレコーダー等にディスクメディアドライブを備え、当該ドライブにおいて上記の形式の BD 及び DVD の再生を行うことができる場合にはこれに代えることができる。
- ⑧ (2)のハードディスクレコーダー等に内蔵された HDD に記録された 1 つの映像音声を、当該ハードディスクレコーダー等が最大 4 の映像音声を記録するのと同時に、高速ダビングできること。ただし、ディスクメディアレコーダーに内蔵された HDD においても撮影装置部から送信された映像音声を同時

記録することができるシステム構成とし、当該 HDD に記録された映像音声をディスクメディアに高速ダビングできる機能を有する場合にはこれに代えることができる。

- ⑨ 記録された BD/DVD ディスクから BD/DVD ディスクに高速ダビングが可能であること。

(4) 液晶モニター・スピーカー及び画像分割装置

- ① 設置台数は記録装置部 1 セットにつきモニター・スピーカー 1 セット及び画像分割装置 1 台とする。
- ② 液晶モニター・スピーカー 1 セットは、液晶モニター 1 台及びスピーカー 1 式から構成される。ただし、スピーカー 1 式を内蔵したモニター 1 台とすることを可とする。
- ③ 画像分割装置については、仕様書記載の機能を(2)のハードディスクレコーダー等など他の機器により達成可能な場合は設置を省略することができる。
- ④ 仕様書記載の機能を達成するためにセクター等の他の機器が必要となる場合にはこれを別途設置すること。
- ⑤ 画像分割装置は、複数取調室のカメラ・マイクの映像音声を入力し、それぞれの映像について、接続したモニター・スピーカーに対して、単画面表示、4 分割画面表示を選択して表示させることが可能であり、いずれかの映像音声を選択して再生可能であること。
- ⑥ 液晶モニター・スピーカーは、設置された(2)のハードディスクレコーダー等及び(3)のディスクメディアレコーダー (DVD-R/BD-R) のそれぞれと接続されており、これらにおいて録音録画している映像音声をそれぞれ選択してリアルタイムに表示することができること。また、これらが再生する映像音声をそれぞれ選択して表示することができること。
- ⑦ 液晶モニターがタッチパネル式の場合、4 分割画面表示の状態では、録音録画の開始・停止の操作が行えないこと。
- ⑧ (2)のハードディスクレコーダー等及び(3)のディスクメディアレコーダー (DVD-R/BD-R) の機能設定画面をそれぞれ選択して表示できること。

(5) 映像音声配信機（専用ビューワーソフトウェアの提供を含む）

取調室に設置したカメラ・マイクの映像音声をリアルタイムに IP 変換し、LAN を通じて専用のビューワーソフトウェアをインストールした遠隔地のパソ

コンに表示・再生させることができる機能を有すること。

- ① 設置台数は記録装置部 1 セットにつき 1 台とする。
- ② 接続を行うための LAN(WAN) の構築、LAN ネットワーククライアント端末、接続ログを印刷するためのプリンタは発注者において準備するが、専用のビューワーソフトウェアは記録装置部 1 セットにつき 3 ライセンス以上を受注者が無償で提供することとし、記録装置部 1 セットごとに 2 枚の DVD(CD-R) を提供すること。また、専用ビューワーソフトウェアの脆弱性対策等が必要となる場合には、本機器納入後 7 年以上にわたり、適時に警察本部へ更新ファームウェア（5 枚以上の DVD(CD-R)）を無償で提供すること。
- ③ 撮影装置部からの映像・音声をリアルタイムに IP 変換し、ストリーミング配信できること。
- ④ 専用ビューワーソフトウェアを導入したネットワーククライアントから LAN(WAN) を介して映像・音声を視聴することができること。
- ⑤ 記録装置部内の HDD 又は記録装置部に接続されたディスクメディア上の映像・音声データを配信できない機器の接続構成とし、又はそのような設定をできるものであること。
- ⑥ LAN(WAN) を利用した接続は、専用ビューワーソフトウェアを使用した場合にのみ可能であること。また、専用ビューワーソフトウェアは、LAN(WAN) 上にある特定の映像音声配信機の映像・音声のみを視聴可能な設定とする機能（標準ユーザー権限から変更できない設定にできること）を有していること。
- ⑦ 管理者アカウント及び一般アカウントの別を設けたパスワード認証により、LAN(WAN) を介した接続を制限することができること。
- ⑧ 管理者アカウントから、当該管理者アカウントのパスワード設定・変更を行うほか、随時に一般アカウント用パスワードの設定・変更が可能であること。
- ⑨ 管理者アカウントから、随時に映像・音声の配信開始・停止の設定ができ、一般アカウントからは当該設定の変更ができないこと。また、映像音声配信機本体においても、当該設定の変更ができない設定にできること。
（パスワードロックを行う機能を有している場合を含む。）
- ⑩ 映像音声配信機において、視聴を行った映像・音声に係るログ（接続者 IP アドレス、接続日時、視聴した取調室の番号等）を保管し、管理者アカウントからアクセスする端末において、保存・印字する機能を有していること（管理者アカウントからアクセスするためのネットワーククライアント端末及びプリンタは発注者が準備する）。ただし、視聴を行ったネットワーククライアント端末において、専用ビューワーソフトウェアにより、ログ（接続先 IP アドレス、接続日時、視聴した取調室の番号等）の保管及び印字の機能を有

しており、当該ログをパソコン上の標準ユーザー権限からは削除・改変できないものとするができる場合には、これに代えることができる。

- ⑪ 送信する映像・音声のビットレートを 192kbps 程度（映像 128kbps＋音声 64kbps）以下に縮減（画質・音質の低減及びフレームレートの引き下げによるビットレートの縮減）することが可能であること。
- ⑫ 管理者アカウントを用いて LAN(WAN) を介して接続する場合に限り、映像音声配信機から送信する映像・音声のビットレートの上限を設定が可能であること。（一般ユーザーアカウントからの接続では変更できないこと。）また、映像音声配信機本体においても、当該設定を変更できない設定が可能であること（パスワードを用いたロックを行う機能を有している場合を含む）。
- ⑬ 映像音声配信機が外部に露出した USB ポートを備えている場合には、当該 USB ポートの機能をパスワードや BIOS 設定によりロックすることができること。ただし、すべての USB ポートを物理的に閉鎖し施錠することが可能な機器を提供する場合には、これに代えることができる。
- ⑭ 映像音声配信機は、記録装置部において撮影した映像・音声を録音・録画する HDD やディスクメディアドライブと同一の機器としてはならない。また、映像音声配信機と記憶装置部を構成するその他の機器との接続は、アナログ配線又は映像音声配信機に向かう方向のみデータ送信が可能な配線（双方向通信が物理的にできない配線）とすること。
- ⑮ 映像音声配信機の制御に windows、Linux 等の汎用 OS を用いる場合には、ハードウェア及びソフトウェアが一体となった組み込み型 OS による専用機器を用いること。

(6) 収納ワゴン（セキュリティワイヤを含む。）

- ① 収納ワゴンは、記録装置部 1 セットにつき 1 台とする。
- ② セキュリティワイヤ（南京錠等の必要な施錠器具を含む）は、収納ワゴン 1 台につき 1 本以上とする。
- ③ 収納ワゴンの材質はスチール製（他の素材を用いる場合には、当該収納ワゴンがスチール製のものと同程度の堅牢性・耐久性を備えたものであることを示す書類を事前に山形県警察に提出し、了承を得ること）とし、施錠設備のある扉付きのもので、耐震等に配慮されたものとする。収納ワゴンの塗色は黒又はグレーとすること（他の塗色とする場合には事前に山形県警察の了承を得ること）。また、扉の全部又は 1 部を透明のパネルとする等により、閉めた状態で収納された機器の作動状況を確認できるものとする。
- ④ 収納ワゴンのサイズは、ワゴンの幅は 60 cm 以下、奥行きは 50 cm 以下、高

さは 100～120 cm程度とすること。

- ⑤ 記録装置部（４型）が設置できるワゴンとすること。
- ⑥ 液晶モニター・スピーカーを除く記録装置部の全ての機器（タイムレコーダーについては４台）を収納可能であり、液晶モニター・スピーカーをワゴンの天板の上に設置できること。ただし、同時に４映像に対するタイムレコードを行う機能を有している機器を設置し、４台までのカメラの映像へのタイムレコードの付与を当該１台のタイムレコーダーにより行う場合には１台を収納可能であれば足りる。
- ⑦ 機器の放熱効率及び耐震性（転倒・落下防止）に配慮した機器設置を行うこと。
- ⑧ 液晶モニター・スピーカーを除く記録装置部の全ての機器について、マウント金具等を用いてワゴンとの固定設置を行うこと。固定設置を行うねじは、トルクス（ヘクスローブ）ねじ（いじりどめ付き）を用いること。
- ⑨ セキュリティワイヤについては、3m 以上のものとし、記録装置部の全ての機器のうちハードディスクレコーダー等、ディスクメディアレコーダー、映像音声配信機及びこれらの機能を有する機器と収納ワゴン近傍の事務用具（机、書籍棚等）とをつなぐように取り付け可能なものとすること。（セキュリティワイヤの取り付けイメージについては別紙２を参照のこと）

(7) 記録装置部を構成する各機器間の接続は受注者が行うこと。

4 その他

- (1) 各機器を接続するために必要な配線部材は受注者の負担とする。
- (2) 納品時、撮影装置部の事後的な増設に必要な技術情報（撮影装置部が備えるべき性能等の要件、記録装置部へ送信される信号・データの方式・接続方式等）を書面で警察本部担当者へ提出すること。提出書類は、原則として、A4 判縦、横書き、日本語とする。
- (3) 機器の故障等により録音・録画装置が作動しなかった場合においては、発注者の求めにより、故障等で作動しなかった旨を証明する文書を遅滞なく発行し、迅速に受注者に到達する措置を執ること。
- (4) 機器の電源が OFF の状態から、概ね 5 分以内で録音・録画の開始が可能であること。
- (5) 録音・録画の開始（録音録画を行う取調室の選択を含む）及び終了、ダビ

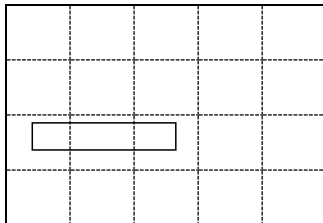
ング等を発注者が容易に実施することができるような構成に配慮すること。

- (6) 録音・録画を実施するにあたり、ディスクメディアのフォーマットは自動で行われること。
- (7) 録画終了後、ディスクメディアが自動でファイナライズされること。

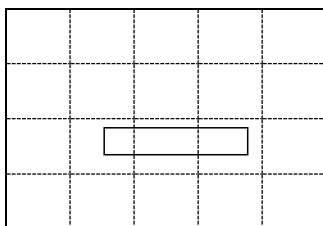
時刻表示のイメージ

表示位置について

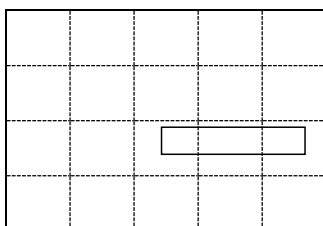
- ① 上から 3 段目・左から 2 列目のマスを中心とした時刻表示を行う場合



- ② 上から 3 段目・左から 3 列目のマスを中心とした表示を行う場合



- ② 上から 3 段目・左から 4 列目のマスを中心とした表示を行う場合



時刻表示のイメージ

(令和 8 年 11 月 30 日 午後 1 時 23 分 45 秒の時点の表示)

2 0 2 6 / 11 / 30 1 3 : 2 3 . 4 5

セキュリティワイヤ取り付けのイメージ

